

庁名 盛岡地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリー	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円		
民事訴訟	通常訴訟	6					12			10	10	8	5000円 5000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は当事 者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに20 00円分を追加 (内 訳) 500円4枚 ※現金納付する場合は、訴 状提出後、裁判所から「保 管金提出書」を送付します。 必要事項を記入の上、現金 を添えて、盛岡地裁会計課 まで持参、現金書留、または 振り込みによる方法で納め てください。また、電子納付 利用者登録をされている方 は電子納付の利用も可能で す。
民事調停	民事調停									10		11	510円	
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)						1						110円 不動産1筆の場合は46万 円 不動産2筆以上の場合は1 筆につき5万円ずつ加算	郵便切手は保管金提出書 送付費用です。予納金の納 付につき電子納付を利用 し、ファクシミリで受信される 場合は郵便切手の送付は 不要です。
	担保不動産競売申立て (管内支部に申し立てる場合)												備考欄のと おり 不動産1筆の場合は46万 円 不動産2筆以上の場合は1 筆につき5万円ずつ加算	【添付郵便切手】 (花巻支部、遠野支部) 460円(不動産3筆以上の 場合は530円) (宮古支部) 1000円(100円×6枚、50 円×3枚、20円×5枚、10円 ×10枚、5円×4枚、2円×1 0枚、1円×10枚) (一関支部) 保管金提出書送付時に別 途納付依頼
	強制競売申立て						1						110円 担保不動産競売申立てと同 じ	担保不動産競売申立てと同 じ

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事執行	自動車競売申立て						1						110円	自動車1台につき11万円	郵便切手は保管金提出書 送付費用です。予納金の納 付につき電子納付を利用 し、ファクシミリで受信される 場合は郵便切手の送付は 不要です。
	債務名義に基づく債権差押え	4					14		1			4	3630円		第三債務者が複数の場合 は、次のとおり追加 第三債務者1名追加につき 1290円×1組、460円×1 組を加算
	養育費等に基づく債権差押え	4					14		1			4	3630円		第三債務者が複数の場合 は、次のとおり追加 第三債務者1名追加につき 1290円×1組、460円×1 組を加算
	財産開示						1						110円	7000円	郵便切手は保管金提出書 送付費用です。予納金の納 付につき電子納付を利用 し、ファクシミリで受信される 場合は郵便切手の送付は 不要です。
	情報取得						1						110円	【預貯金債権等】第三者1 名の場合5000円、2名以上 の場合は1名につき4000 円を加算※110円切手を貼 付した長3封筒を第三者の 数分送付してください。 【給与債権】第三者1名の 場合6000円、2名以上の場 合は1名につき2000円を加 算 【不動産】6000円	郵便切手は保管金提出書 送付費用です。予納金の納 付につき電子納付を利用 し、ファクシミリで受信される 場合は郵便切手の送付は 不要です。
	不動産引渡（明渡）執行	2					2						1220円		
保全	債権仮差押													備考欄記 載のとおり	1220円×債権者＋債務者 数 1290円×第三債務者数 590円×第三債務者数 110円×第三債務者数+2 ※目録の枚数等により、郵 便切手を追加していただくこ とがあります。
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）	4					12			10	10	8	4000円		※目録の枚数や物件の数 により、郵便切手を追加して いただくことがあります。
	不動産仮処分（占有移転禁止）	4					12			10	10	8	4000円		

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保護命令	保護命令	4					8				4	4	3000円		
労働審判	労働審判	4					8			7	10	14	3500円		
商事非訟	商事非訟	4					8			7	10	14	3500円		
民事非訟	民事非訟	4					8			7	10	14	3500円		

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	本人申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項、17項ホ)	郵便切手内訳のとおり	110円×(債権者数+10)枚	11,859円 (官報公告費用)	債権者用宛名シール1組、本人用宛名シール3枚
	代理人申立て					債権者用宛名シール1組、代理人用宛名シール3枚
管財	個人	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項、17項ホ)	郵便切手内訳のとおり	110円×(債権者数+債務者+公租公課庁+20)枚 100円×15枚 10円×15枚	15,499円 (官報公告費用) + 申立後に裁判官が定めた料金	債権者+公租公課庁用宛名シール1組、代理人用宛名シール5枚
	法人	1,000円 (民訴費用法別表第一の16項)	郵便切手内訳のとおり	110円×(債権者数+債務者+公租公課庁+60)枚 100円×15枚 10円×15枚	14,786円 (官報公告費用) + 申立後に裁判官が定めた料金	債権者+公租公課庁用宛名シール1組、代理人用宛名シール5枚
	債権者申立て	20,000円 (民訴費用法別表第一の12項)	郵便切手内訳のとおり	上記の内訳に次のとおり追加する。 500円×4枚 110円×24枚 100円×30枚 10円×30枚	14,786円 (官報公告費用) + 申立後に裁判官が定めた料金	

	免責許可の申立て	500円 (民訴費用法別表第一の17項ホ)	郵便切手内訳のとおり			
--	----------	--------------------------	------------	--	--	--

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一の12項の2)	郵便切手内訳のとおり	110円×(債権者数×2+10)枚 100円×5枚 10円×30枚	13,744円 (官報公告費用) + 申立後、裁判官が個人再生委員をつけるべきと判断した場合は、180,000円	債権者用宛名シール1組、本人(代理人)用宛名シール5枚
通常再生	個人		郵便切手内訳のとおり	110円×債権者数 100円×30枚 10円×30枚	申立後、裁判官が定めた金額	
	法人		郵便切手内訳のとおり	110円×債権者数 100円×30枚 10円×30枚	申立後、裁判官が定めた金額	